

南小国町シン複合型農業実践協議会規約

(目的)

第1条 南小国町における農業の振興及び農業者の所得向上に資するため、本町の農産物等の地域資源の活用を実践的に行う組織として、南小国町シン複合型農業実践協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 本協議会は、第1条に定める目的を達成するために次に掲げる事業を実施する。

- (1) 町内産農産物を町内外消費者等に認知・購入してもらうことを目的とした旗艦店の運営事業に関する事
- (2) 新規農作物の試験栽培を基礎とした遊休農地の活用及び低労力・高収益農作物の開拓事業に関する事
- (3) 上記の他、農業の振興及び農業者の所得向上に関する事

(構成員)

第3条 本協議会の会員（以下「会員」という。）は次に掲げる者で構成する。

- (1) 農業アドバイザー
- (2) 販路開拓サポーター
- (3) 地域活性化起業人
- (4) 集落支援員
- (5) 南小国町
- (6) 上記のほか、会長の認める者

(役員)

第4条 本協議会には、次に掲げる役員を設置する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は協議会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

- 2 監事は、年1回、適当な時期に協議会の会計監査及び事務監査（以下「定期監査」という。）を実施してその結果を会議に報告する。また、監事は定期監査の実施にあたっては南小国町農林課職員を同席させるものとする。

(意思決定)

第7条 協議会の意思決定は会長が招集して議長を務める会議（以下「会議」という。）により行うものとする。

- 2 会議は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。
- 4 会長がやむを得ない事情により会議に出席できない場合は、副会長が議長を務める。
- 5 会長及び副会長がやむを得ない事情により会議に出席できない場合は、出席した会員の互選により議長を選任する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、南小国町内に設置する。

- 2 事務局は協議会の事務及び会計を処理する。また、事務局は補助金等を活用する場合においては事務及び会計の処理にあたり当該補助金等の要綱要領等を遵守する。

(総会の構成)

第9条 総会は、協議会の過半数の会員をもって構成する。

- 2 総会は年1回、定期総会として開催するものとし、その他必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(経理事務の監督)

第10条 協議会の経理事務は南小国町が監督する。南小国町は担当職員に、適宜、協議会の経理及びその他の事務に関する検査を行わせることができる。

(事務及び会計監査等)

第11条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書

二 収支計算書

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(業務の執行)

第 12 条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、会計処理規程によるものとする。

(協議会が解散した場合の地位の継承)

第 13 条 協議会を解散した場合には、南小国町にその地位を継承するものとする。

(協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 14 条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国、県、町の交付金又は補助金については、関係する法令、規則等に従い、適切に処理するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、南小国町に寄付するものとする。

(その他)

第 15 条 その他協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。